

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年9月1日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和3年9月1日（水）
午前10時30分から午前11時まで
- 2 開催場所 東海村役場403会議室
- 3 会議に付議した事件
議案第72号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第73号 令和3年9月における選挙人名簿への登録について
議案第74号 令和3年9月における選挙人名簿の調製について
議案第75号 直接請求の法定数の告示について
議案第76号 裁判員候補者予定者名簿の調製について
議案第77号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）
委員長 大友 捷夫 委員長職務代理者 伊藤 究
委 員 水島 通保 委員 久賀 洋子
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 大内 克彦 書記長補佐 須藤 博
書 記 星野 直 書 記 今井 夏海
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午前１０時３０分

○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は４名であり、地方自治法第１８９条第１項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第１２条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○大友委員長 本日の議案は、令和３年９月の定時登録に係るものが４件、裁判員候補者予定者名簿及び檢察審査員候補者予定名簿の調製に係るものが２件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第７２号 公職選挙法第２８条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第７２号は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２８条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第７２号 公職選挙法第２８条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第７２号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第７２号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第７３号 令和３年９月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第７３号は、公職選挙法第２２条第１項の規定により令和３

年９月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和３年９月１日、登録日は令和３年９月１日、登録資格要件としては、（１）住所移転者が、令和３年６月１日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き３箇月以上住民基本台帳に記載されている者。（２）年齢満１８年以上の者が、平成１５年９月６日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第７３号 令和３年９月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第７３号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第７３号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第７４号 令和３年９月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第７４号は、公職選挙法第１９条第２項の規定により令和３年９月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回令和３年８月の村長選選挙時登録者数３１，５７０名から９名増の３１，５７９名となりました。９名増の根拠といたしましては、抹消者数が９名、新規登録者数が１８名となっています。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第７４号 令和３年９月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第74号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第75号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第75号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第75号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第75号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第76号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第76号は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定により、令和4年に必要な裁判員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、裁判員候補者予定者名簿を別紙のとおり調製するものです。なお、本村の割当員数につきま

しては、同法第20条第1項の規定により、水戸地方裁判所長から80名を選出するよう通知を受けております。

○大友委員長 （名簿を回覧後）ただ今、「議案第76号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第76号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第77号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第77号は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、令和4年に必要な検察審査員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、検察審査員候補者予定者名簿を別紙のとおり調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、同法第9条第1項の規定により、水戸検察審査会事務局長から14名を選出するよう通知を受けております。

○大友委員長 （名簿を回覧後）ただ今、「議案第77号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第77号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前 11 時